平25.10.8 総3-2

# 社会保障・税番号制度について

平成25年10月 内閣官房 社会保障改革担当室 向井治紀

### 社会保障・税番号制度関連四法の公布

### 【平成25年5月31日公布】

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)
- 地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)
- 内閣法等の一部を改正する法律(平成25年法律第22号)

### 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行う ための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い 公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。

### 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

#### 効果

- ▶ より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- ▶ 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- ▶ 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- ▶ 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ▶ ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- ▶ 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

#### 実現すべき社会

- > より公平・公正な社会
- ➤ 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- > 行政に過誤や無駄のない社会
- > 国民にとって利便性の高い社会
- ▶ 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

### 社会保障・税番号制度の仕組み

#### ◎個人に

- ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている 新たな「個人番号」を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①~③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

### 1)付番

### ②情報連携

- ◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み
- ▶ 連携される個人情報の種別やその利用事務 を番号法で明確化
- ▶ 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け (※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

### ③本人確認

- ◎個人が自分が自分であることを証明 するための仕組み
- ◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。
- ▶ I Cカードの券面と I Cチップに個人番号 と基本 4 情報及び顔写真を記載した個人番 号カードを交付
- ▶ 正確な付番や情報連携、また、成りすまし 犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

### 個人番号・法人番号の付番

#### 個人に付する「個人番号」

付番

- ▶ 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。(第7条第1項)
  - ※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。
  - ※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。
  - ※個人番号の桁数は、12桁を予定。

変更

▶ 市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。(第7条第2項)

番号生成機関

- ▶ 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求める。(第8条第1項)
- ▶ 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。(第8条第2項)

#### 法人等に付する「法人番号」

- ▶ 国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。(第58条第1項)
  - ※所管は国税庁。
  - ※法人番号の桁数は、13桁を予定。

付番

変更•通知、

検索及び閲覧

- ▶ 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。(第60条)
- ▶ 法人番号の付番対象(第58条第1項、第2項)
  - ①国の機関及び地方公共団体、②登記所の登記簿に記録された法人等、③法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人、
  - ④国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人。
- > 法人番号は変更不可
- ▶ 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- ▶ 法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用
  - ※法人等の基本3情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号)の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

### 個人番号の利用範囲

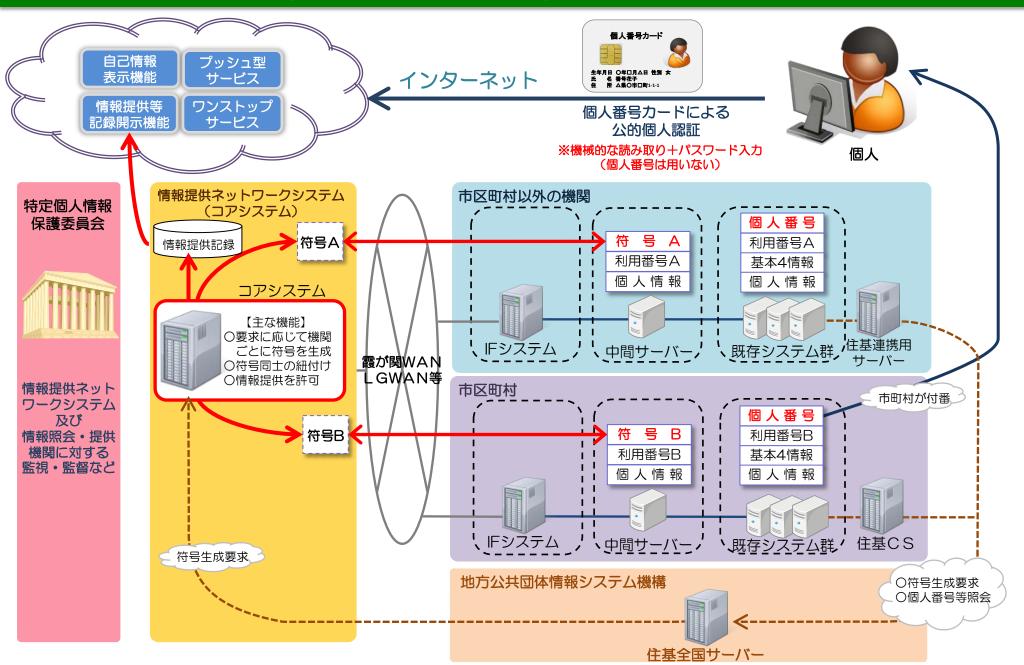
⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 別表第一(第9条関係) 年金分 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金 である給付の支給に関する事務 野 〇確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 等 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 労働 ⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 〇雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 社 分 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 野 会保障分野 ⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等 低所得者対策の事務等に利用。 福 祉 〇児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 〇母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 医療 〇障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 〇特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 そ 〇生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 の ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 他 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による 分 保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 野 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 等 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 税分野 ⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。 災害対策 ⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。「※未施行」

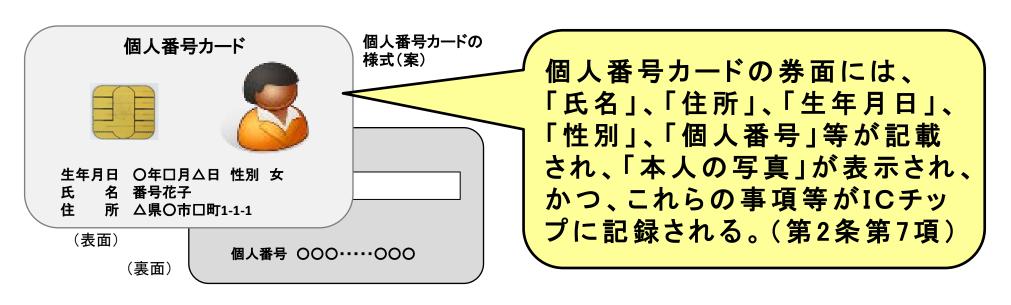
分野

### 番号制度における情報連携の概要



### 個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用 する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

### 社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

#### 番号制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に 漏えいするのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用(例:いわゆる成りすまし)等により財産その他の被害を負うのではないか といった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

#### システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施(番号法第2条第14号)
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施
- ⑤ 公的個人認証の活用

#### 制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、 特定個人情報ファイルの作成を禁止(番号法第20条、第28条)
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督(番号法第50条~第52条)
- ③ 特定個人情報保護評価(番号法第26条、第27条)
- ④ 罰則の強化(番号法第67条~第77条)
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認(番号法附則第6条第5項)



### 特定個人情報保護委員会

※設置時期→2014年(平成26年)上半期の予定

#### 任務

個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

#### 組織

- 〇委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制
  - (個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)
- ○委員長・委員は独立して職権を行使 (独立性の高い、いわゆる3条委員会)
- 〇任期5年 · 国会同意人事

#### 主な所掌事務

#### 監視•監督

- 〇指導・助言
- ○法令違反に対する勧告・命令 (命令違反には罰則)
- 〇求報告·立入検査 (検査妨害には罰則)
- ○情報提供ネットワークシステムの 構築等に関する措置要求

### 特定個人情報保護評価に関すること

- ○特定個人情報保護 評価に関する指針の 作成・公表
- ○評価書の承認

#### 広報•啓発

特定個人情報の 保護についての 広報・啓発

#### 苦情処理

苦情の申出に ついてのあっ せん

#### 意見具申

内閣総理大 臣に対する意 見具申

監視・監督

指針

広報• 啓発 あっせん苦情

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理 大臣

## 罰則の強化

			同種法律における類似既定の罰則			
	<b>行為</b>	法定刑	行政機関個人情報保護法· 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	_	_	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 <mark>個</mark> 人 <mark>番号を提供又は盗用</mark>	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従 事する者が、 <b>情報提供ネットワークシステム</b> に関する秘密の漏えい又は盗用	同上	-	-	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	-	-	-	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 <mark>職権を濫用して</mark> 特定 個人情報が記録された <mark>文書等を収集</mark>	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	
6	委員会の <mark>委員等が、</mark> 職務上知り得た <mark>秘密を 漏えい又は盗用</mark>	同上	-	_	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 <mark>委員会の命</mark> <mark>令に違反</mark>	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	<b>委員会による検査等に際し、</b> 虚偽の報告、 虚偽の資料提出をする、 <b>検査拒否等</b>	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 <mark>不正の手段により個人番号カードを取得</mark>	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	_		30万以下の罰金	

### マイ・ポータル

・政府は、法律施行後1年を目途として、 情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する。 (番号法附則第6条第5項)



マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自己情報表示

プッシュ型サービス

ワンストップサービス

自分の特定個人情報をいつ、誰 が、なぜ情報提供したのを確認 する機能(附則第6条第5項)

行政機関などが持っている自分 の特定個人情報について確認す る機能(附則第6条第6項第1号)

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能(附則第6条第6項第2号)

行政機関などへの手続を一度で 済ませる機能(附則第6条第6項 第3号)

#### 社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案) 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 (H25年) (H26年) (H27年) (H28年) (H29年) 番平 番平 個人番号カードの交付 号 順次、個人番号の利用開始 関十 関十 番号 政省令等の整備 【2016年1月から利用する手続のイメージ】 〇社会保障分野 連年 ・年金に関する相談・照会 制度構築 通 五 四五 〇税分野 別表第一、 ・申告書・法定調書等への記載 別表第二の 〇災害対策分野 法三 事務、情報を ・要援護者リストへの個人番号記載 定める ※ただし、事前に条例の手当てが必要 公 主務省令の 制定 情報提供ネットワークシステム、 立日 布日 マイ・ポータルの運用開始 システム要件定義・調達 工程管理支援業務 2017年1月より、 システム構築 国の機関間の 設計 開発・単体テスト 調査研究 総合運用テスト 連携から開始し、 2017年7月を 目途に、 設 保護委員会 置 置 地方公共団体 との連携に 委員国会同意 委員国会同意 委員 ついても開始 国会 委員会規則 保護 同意 特定個人情報保護評価の実施・承認等 情報保護評価指針作成 情報提供ネットワークシステム等の監査 番号制度に関する周知・広報 広報 · 広聴